議案第１２７号

霧島市手数料条例等の一部改正について

霧島市手数料条例等の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市手数料条例等の一部を改正する条例

（霧島市手数料条例の一部改正）

第１条　霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第３条中「現金をもって」を削る。

別表第１第２の項中「国調未了地域については字図等をもって対応する。」を削り、同表第４の項中「公課証明書」を「公課証明書・課税証明書」に改める。

第２条　霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第１第４の項中「・税額証明書」を削る。

（霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　霧島市手数料条例の一部を改正する条例（令和４年霧島市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「、令和９年３月３１日までの間に限り」を削る。

附　則

この条例中第１条及び第３条の規定は公布の日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。

（提案理由）

手数料の納付方法の多様化に対応することや、コンビニエンスストアにおける交付手数料についての時限的な特例を廃止すること等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。